

様式第2号（第7条関係）

姫路市特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業
【先進医療分】受診等証明書

下記の者については、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと思われるため、生殖補助医療（及びその一環としての男性不妊治療）及び以下の先進医療について保険診療と併用して実施し、これにかかる医療費を以下のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地
主治医氏名

医療機関記入欄（主治医が記入すること）

項目について確認し、該当すれば□に☑を記載してください。
※下記にすべて該当する場合のみ、本制度の助成対象となります。

当医療機関は、保険適用となっている生殖補助医療については、保険診療で実施している

当医療機関は、実施した先進医療に係る実施機関として、届出を行っている又は承認されている医療機関である

今回実施した先進医療技術は、治療開始日において厚生労働大臣が先進医療として告示した生殖補助医療である

（ふりがな） 受診者氏名	夫	（ ）	妻	（ ）
受診者生年月日	年 月 日（ 歳）		年 月 日（ 歳）	
今回の治療内容	※「今回の治療」とは、助成対象となる先進医療技術等を含む一連の特定不妊治療等を指します。			
実施した治療	A B C D E F (該当する記号(裏面参照)に○を付けてください。)		AまたはBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください)	
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術方法を記載してください { }		(精子回収の有無) 1. 有 2. 無	
	実施した先進医療技術名		先進医療技術の費用	
			円	
			円	
今回の治療期間 ※1	年 月 日 ~ 年 月 日 (男性不妊治療分)		年 月 日 ~ 年 月 日	
領収金額	〔今回の先進医療技術にかかった自費診療分の金額合計〕※2			
	領収金額（男性不妊治療費を除く）		円	
	領収金額（男性不妊治療費）		円	

- ※1 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から生殖補助医療の終了日までを記載してください。ただし主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から生殖補助医療終了日までを記載してください。
- ※2 不妊の原因を調べるための検査に係る費用、入院費、食事代、個室料、文書料は助成の対象から除きます。
- ※他 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、それぞれの医療機関で証明書を作成してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。【(旧) 特定不妊治療費助成制度と同様】

- A 新鮮胚移植を実施
 - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
 - C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
 - D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
 - E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
 - F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- ※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。